

## 第4章 消防用設備等検査実施要領

### 第1節 総論

- 1 検査は、防火対象物の関係者から提出された消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（当該届出書に添付された設計図書、試験結果報告書を含む。）と照合しながら行うこと。
- 2 検査は、原則として防火対象物の関係者及び試験結果報告書を作成した消防設備士等の立会いの上で行うこと。ただし、設置に係る工事を要さない消火器等の消防用設備等にあつては、当該設備等に係る消防設備士等の立会いをさせないことができること。
- 3 検査実施時における危害防止に留意して行うこと。
- 4 検査終了後はすみやかにその開始前の状態に復しておくこと。
- 5 既に使用中の防火対象物の検査を行うときは、滞在者にその旨を十分周知徹底させておくこと。
- 6 政令第32条又は条例第72条により特例を認めた消防用設備等については、当該認めた基準に適合して設置されていることを確認すること。
- 7 法第21条の2の規定により検定を受けなければならない令第37条各号に掲げる検定対象機械器具等については、いずれも検定品であることを確認すること。
- 8 法第21条の16の2の規定により自主表示の対象となっている政令第41条各号に掲げる自主表示対象機械器具等については、技術上の規格に適合している旨の自主表示マークが付されていることを確認すること。
- 9 消防庁長官が定める基準（以下「告示基準」という。）に適合していなければならないとされている消防用設備等又はこれらの部分である機械器具については、その種類に応じて告示基準に適合するものであることを確認すること。ただし、告示基準に適合するものとして所定の表示が付されているものについては、当該機器等が告示基準に適合するか否かの検査は要しないものであること。
- 10 省令第31条の4の規定により、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具にかかる設備等技術基準の全部又は一部に適合していることを登録認定機関が認定した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具については、当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具にかかる設備等技術基準の全部又は一部に適合しているか否かの検査は要しないものであること。